

佐賀県告示第 300 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は県税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（証紙徴収の方法による納付及び県税条例第 97 条の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除く。）のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るもので、当該期限が平成 30 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、当該期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成 30 年 7 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
岡山県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市並びに小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市並びに安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市及び西予市